

埋立関連施設整備等工事

入札説明書

令和6年8月22日

東京たま広域資源循環組合

本入札説明書は、東京たま広域資源循環組合が埋立関連施設整備等工事を発注するための受注者を制限付き一般競争入札により募集及び選定するにあたり、応募に参加しようとする者又は参加資格確認申請を行う者に公表するものである。

入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

目 次

1. 用語の定義	1
2. 工事内容に関する事項	2
2.1 工事内容	2
2.2 遵守すべき法制度等	3
3. 受注者の募集及び選定に関する事項	4
4. 入札に関する事項	4
4.1 入札参加者の参加資格要件	4
4.2 入札に関する留意事項	6
4.3 入札に関する手続	7
5. 工事実施に関する事項	11
5.1 工事契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
5.2 工事の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
5.3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	11
6. その他	12
6.1 契約締結しない場合の措置	12
6.2 公式サイトアドレス	12

1. 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

埋立関連施設	組織団体から排出される焼却残さの受入・処理・一時埋立て及び一時埋立てを行った焼却残さの掘り起こし・前処理に必要と考えられる施設をいう。
応募グループ	本工事に複数の企業で参加するものをいう。
乾燥灰	飛灰のうち薬剤等で固化処理せずに排出された状態をいう。
公式サイト	本工事に係る循環組合の公式サイトをいう。
構成員	応募グループを構成する企業をいう。
受注者	循環組合と本工事に係る工事請負契約を締結し、循環組合から託された受注者をいう。
湿灰	主灰及び飛灰を薬剤等で固化処理して排出された状態をいう。
循環組合	「東京たま広域資源循環組合」をいう。
焼却残さ	湿灰、乾燥灰をいう。
焼却灰	焼却後の残さ物（主灰）をいう。
組織団体	東京都多摩地域の25市1町をいう。
代表企業	単独企業の場合は、当該企業を指し、応募グループで参加する場合は、構成員を代表して循環組合との交渉窓口となる企業をいう。
単独企業	本工事に1者単独で参加する企業をいう。
飛灰	集じん機により捕集された排ガス中のばいじん（乾灰）をいう。
不可抗力	循環組合及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、天変地異、騒乱、暴動、第三者の行為、その他自然的または人為的な現象のうち、通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含めないものとする。
本工事	「埋立関連施設整備等工事」をいう。
入札参加者	本工事に参加する単独企業もしくは複数の企業で構成される応募グループをいう。
入札説明書等	本工事の入札公告の際に公表する入札説明書、要求水準書、様式集、工事請負契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
落札者	入札参加者の中から本工事を実施する者として循環組合に選定された入札参加者をいう。

2. 工事内容に関する事項

2.1 工事内容

(1) 工事件名

埋立関連施設整備等工事

(2) 本工事の目的

本工事は、東京都多摩地域の25市1町から排出される焼却残さについて、東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）が別途発注する「エコセメント化施設基幹的設備改良工事」（以下、「基幹的設備改良工事」という。）の施設停止中に一時埋立てを行い、施設運転中に一時埋立てを行った焼却残さを掘り起こし、エコセメント化施設で処理するため、必要な埋立関連施設の整備及び施設運営を行うものである。

(3) 対象施設

基幹的設備改良工事に係る埋立関連施設の概要は、乾燥灰を受け入れて固化処理する「乾燥灰受入処理施設」と、湿灰を受け入れて選別作業を行う「湿灰受入処理施設」とする。また、一時埋立てを行った焼却残さを掘り起こし、エコセメント化施設で処理するために必要な前処理を行う施設は、湿灰受入処理施設で実施する。

エコセメント化施設の基幹的設備改良工事は、令和8～12年度に実施し、年間の停止期間を最大100日以内（例年10～1月頃）の分割工事とすることで、エコセメント製品の供給継続を可能とする工事計画である。

(4) 工事概要

本工事は、組合が所有する二ツ塚処分場内の敷地において、組織団体から排出される焼却残さの受入・処理・一時埋立て及び一時埋立てを行った焼却残さの掘り起こし・前処理に必要なと考えられる施設（乾燥灰受入処理施設、湿灰受入処理施設等）や設備を有機的に運営するシステム全体を構築するものである。

(5) 総価契約単価合意方式

本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を個別合意することとする。

なお、総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとする。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わなかった場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

(6) 契約の形態

循環組合は、本工事の実施にあたり工事請負契約を受注者と締結する。

工事請負契約は、循環組合議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

(7) 工事期間

本工事は、本工事の実施に関する契約（以下「工事契約」という。）の締結日から令和19年3月末までを工事期間とする。

そのうち、施設整備期間は、工事契約の締結日から令和8年（2026年）9月末日までとする。

なお、基幹的設備改良工事の工期は、令和8年度～令和12年度を予定している。また、掘り起こし量はエコセメント化施設の運転状況によって変動することから、本工事の終了時期は前後する可能性がある。

2.2 遵守すべき法制度等

本工事の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

3. 受注者の募集及び選定に関する事項

本工事における募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

日 付	内 容
令和6年8月22日（木）	入札公告
令和6年9月12日（木）	入札説明書等に関する質問の受付期限
令和6年9月26日（木）	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和6年10月3日（木）	入札参加資格確認申請受付期間
令和6年10月31日（木）	入札参加資格確認結果の通知発送
令和6年11月7日（木）	入札参加資格がないと認められた者による理由の説明要求の受付期間
令和6年11月14日（木）	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
令和6年12月12日（木）	入札書等の受付日（開札日）
令和6年12月下旬	入札結果公表
令和7年1月中旬	工事契約締結（仮契約）
令和7年2月中旬	工事契約締結（本契約）

4. 入札に関する事項

4.1 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、本工事を実施する単独企業又は応募グループとする。
- 2) 応募グループは構成員の中から施設整備を実施する企業を代表企業として定め、代表企業がすべての応募手続きを行うものとする。
- 3) 応募グループにより応募する場合は、代表企業及び構成員を明らかにするとともに、本工事の遂行上、それぞれ果たす業務内容を明確にすること。また、入札時に共同企業体に関する協定書を作成して循環組合に提出すること。協定書については、国土交通省が定める様式（特定建設工事共同企業体協定書）等を参考にし、作成すること。
- 4) 代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると循環組合が認めた場合は、この限りではない。
- 5) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。
- 6) 参加資格確認基準日（以下「基準日」という。）は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、工事契約締結日までの間に、参加資格要件を欠くこととなった場合には、工事契約を締結しないこととする。

(2) 参加資格要件

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- 2) 循環組合における令和 5・6 年度建設工事等入札参加資格審査の認定を受けており、入札参加資格停止期間中でないこと。
- 3) 施設整備を実施する企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- 4) 施設整備を実施する企業は、令和 5・6 年度建設工事等入札参加資格審査の認定の中で、土木一式、建築一式、機械器具設置の総合評定値（P）600 点以上を有すること。
- 5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき（循環組合が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）をいう。）にないこと。
- 6) 直近営業年度における法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- 7) 循環組合が本工事に関する検討を委託した株式会社日建設と資本的關係又は人的關係がないこと。なお、資本關係又は人的關係があるとは、次に該当する場合をいう。

ア 資本的關係

次の①又は②に該当する場合。ただし、①について子会社又は②について子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中の会社」という。）である場合を除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的關係

次の①又は②に該当する場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されるおそれがあると認められる場合

その他上記①又は②と同等とみなし得る資本的關係又は人的關係が認められる場合

- 8) 競争参加資格を有することを証明するため、(2)に示す令和 5・6 年度建設工事等入札参加資格の資格審査申請書受付票（以下「資格審査申請書受付票」という。）の写し、総合評定値通知書の写し、申請書を 6（1）の提出期限までに提出しなければならない。また、循環組合から当該申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札参加者の変更

参加表明後、応募グループの変更は原則として認めない。ただし、循環組合がやむを得ない事情があると認めた場合その限りではない。

4.2 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、参加表明書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 契約保証金

埋立関連施設整備等工事請負契約書（案）のとおり。

(5) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 著作権

入札参加者から本入札説明書に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本工事の範囲において公表する場合、その他循環組合が必要と認める場合には、この入札説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者からの提出書類については、循環組合が受注者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(7) 循環組合からの提示資料の取扱い

循環組合が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、循環組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8) 特許権等

入札説明書に基づき提出される書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転・維持管理方法等を使用することにより生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(9) 入札書類の取扱い

提出された入札書類等については、変更することができない。また、理由のいかんにかかわらず、返却しない。

(10) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- 1) 入札参加資格者でない者が行った入札
- 2) 参加資格審査申請において虚偽の申請をした者が行った入札
- 3) 参加資格者であって、入札の執行時点において入札参加資格要件を満たさなくなった者が行った入札
- 4) 入札公告において示された日時までに所定の場所へ出頭して提出しないとき。
- 5) 代理人による入札の場合において、委任状の提出がないとき。
- 6) 入札者が同時に2以上の入札をしたとき。
- 7) 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印をしないで行った入札のとき。
- 8) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
- 9) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- 10) 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。
- 11) 入札に際し、入札金額内訳書が提出されていない入札
- 12) 入札金額内訳書の合計金額と入札金額が相違する入札
- 13) その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 本工事の延期等

循環組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

この場合、入札参加者は、各自の費用を自己負担するものとし、入札参加者は、循環組合に対して、損害賠償請求することができない。

(12) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

4.3 入札に関する手続

(1) 入札説明書等の公表

令和6年8月22日（木）に、入札説明書等を公式サイト上で公表する。

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札参加者からの入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

1) 質問方法

「入札説明書等に関する質問書（第1号様式）」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電子メール以外の問い合わせには応じないので留意すること。

2) 提出先

東京たま広域資源循環組合 総務課宛

Email : nyusatsu@tama-junkankumiai.com

3) 質問受付期限

令和6年9月12日（木）午後5時まで

(3) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対して、以下のとおり回答する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

1) 回答予定日

令和6年9月26日（木）

2) 回答方法

公式サイトにて掲載する。

(4) 資格審査書類の提出

1) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、それぞれ正1部、副2部（A4判フラットファイル綴じ）とする。

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 構成員表（第3号様式）

ウ 委任状（代表企業）（第4号様式）

エ 参加資格確認申請書（第5号様式）及び添付書類

① 令和5・6年度建設工事等入札参加資格審査申請書受付票の写し

2) 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

3) 提出先

東京たま広域資源循環組合 総務課

東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地

4) 提出期限

令和6年10月3日（木）午後5時まで

(5) 資格確認結果の通知

資格確認結果については、令和6年10月31日(木)付で入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。なお、入札参加資格がないと判断された場合、その理由の説明要求が令和6年11月7日(木)までにあった入札参加者に対し、令和6年11月14日(木)までに回答書を送付する。

(6) 入札書類の提出

循環組合から、本工事に関する入札書類の提出要請を受けた入札参加者は、次により入札書類を提出すること。

1) 提出書類

入札書類については、次のとおりとし、ア～エについては正1部、副2部を提出すること。入札書類を電子データとしてCD-ROM等により1部提出すること。すべて揃っていない場合は失格とする。

ア 入札書類提出届(第6号様式)

イ 要求水準に係る誓約書(第7号様式)

ウ 工事実施体制図(第8号様式)

エ 見積設計図書(第9号様式)

オ 入札書(第10号様式)

カ 入札金額内訳書(第11号様式)

キ 委任状(入札代理人)(第12号様式)

※ 再度入札は、2回以内とするので、初度と合わせて3枚の入札書及び入札金額内訳書を用意してください。

2) 提出方法

持参とし、その他の方法を認めない。

3) 提出先

東京自治会館 第7会議室

東京都府中市新町2丁目77番地

4) 提出日時

令和6年12月12日(木) 午前10時

5) 入札書記載要領

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

入札書及び入札金額内訳書は、封筒に入れ封かんし、封筒には工事件名・宛先・入札参加者名(応募グループの場合は代表企業名)・参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者番号及び第何回入札分かを記入すること。

6) 開札

開札は、次のとおり行う。

- ア 開札の日時や場所については、入札書類提出日と同日 11 時から提出先と同じ場所で行う。
- イ 開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。
- ウ 入札書類がすべて揃っている入札書のみを開札する。
- エ 入札金額が予定価格を超えている入札は無効とする。
- オ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。ただし、入札の回数は原則として3回以内とし、入札金額は前回最低見積価格未満とする。

7) 落札者の決定

落札者が決定した際には、後日その結果を循環組合の公式サイトに公表する。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、資格審査合格後に入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（第 13 号様式）に必要事項を記入の上、持参すること。

(8) 入札参加資格の取り消し

入札公告日から落札者の決定までの間に、4.1 に示す参加資格要件を欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

また、参加資格確認申請書類、入札書類等の入札参加者が本入札に関して循環組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合についても、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

なお、契約締結日までの間に、参加資格要件を欠くこととなった場合には、工事契約を締結しないこととする。

5. 工事実施に関する事項

5.1 工事契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

工事計画又は工事契約の解釈について疑義が生じた場合、循環組合と受注者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、工事契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、工事契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

5.2 工事の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本工事において、工事の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

- 1) 受注者の責めに帰すべき事由により、工事の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、循環組合は、受注者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。受注者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、循環組合は、工事契約を解約することができる。
- 2) 受注者が倒産し、又は受注者の財務状況が著しく悪化し、その結果、工事の継続が困難と合理的に認められる場合、循環組合は、工事契約を解約することができる。
- 3) 前2項により工事契約が解約された場合、受注者は、循環組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 循環組合の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

- 1) 循環組合の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合、受注者は、工事契約を解約することができる。
- 2) 前項により工事契約が解約された場合、循環組合は、受注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により工事の継続が困難となった場合

不可抗力その他循環組合又は受注者の責めに帰すことのできない事由により工事の継続が困難となった場合、循環組合及び受注者の双方は、工事継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、循環組合又は受注者は、工事契約を解約することができる。

5.3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

本工事に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本工事に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

(3) その他の支援に関する事項

循環組合は、工事の実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う。

6. その他

6.1 契約締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しない場合は、無効の入札をした者及び失格の者を除き、次に入札金額が低い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

6.2 公式サイトアドレス

本工事に係る公式サイトのアドレスは以下のとおりとする。

公式サイトアドレス <https://www.tama-junkankumiai.com>

